

「子安宣邦著『國家と祭祀』への反論」

皇學館大學教授・本会幹事

新田均

◇ 子安氏批判の困難さと批判の方法

子安宣邦氏が「現代思想」に連載した「國家と祭祀」(1~10、青土社、平成十五年七月~十六年四月、平成十六年七月に「國家と祭祀―國家神道の現在」と題して一冊にまとめられた)について発表してほしいというのが事務局からのご依頼でした。自分でも、以前からこの連載については批判しなければならないと思つておりましたのでお引き受けしましたが、実を言えば、上手く批判が組み立てられずに困っていたのです。どうして批判が上手く組み立てられなかつたかと言えば、要するに、書かれていることが「支離滅裂」だからです。一般に誰かの説を批判する場合には、まず、そこに書かれていることの概要を読者に説明して理解してもらい、次にどこどこがおかしいのかを証拠や論理を示して解説するという順序なのですが、この本の場合、言つていることがコロコロと変わつてしまふので、そもそも何が書かれているのかを、読者に整合的・体系的に説明することができないのです。

子安氏の「語り」がこんな調子なのは今にはじまつたことではありませんが、そうなるについてはちゃんとした理由があります。それは子安氏が史実の客觀性というものを信じていないということです。

これがしばしば起こつてくるわけです。そうなると、読者は批判どころか、話に付いていくことさえできなくなつて、彼が繰り返す独断的な主張のリフレインを漫然と聞いているくらいしかできなくなつてしまつ。それが、他の論者が子安氏を上手く批判できない理由なのです。要するに、統一性も整合性もない無茶苦茶な語りを、一般のまともな学説を扱うような方法で吟味批判することはできない、ということなのです。

それでは、どのようにしたらよいのか。私は別の方法を考えました。それは、子安氏が国家神道について書き始めた時の最初の構想をまず明らかにして、それが書き進められるにしたがつて、どのような矛盾を抱え込み、どのようにごまかされていったのか、を追っていくという方法です。つまり、初期構想の崩壊過程をたどるという方法です。子安氏の論における矛盾・撞着は枚挙に暇がないので、それをいちいぢめ上げいたら切りがありませんし、一つ一つ取り上げていたら、ごちゃごちゃして、かえつて読者に問題点が分からなくなつてしまつます。そこで、初期構想の要点を明確にして、その骨格が崩れていく姿を示そうというのが本日の発表の意図です。

◇ 「國家神道の現在」における子安氏の構想

す。彼にとって、歴史像というものは、語り手の意図に基づいて創作される映像にすぎません。例えば、子安氏はこの本の主題である国家神道について、「こんなふうに言つています。

「私はこれ「國家神道の概念」を近代史上に何らかの実体的な基礎をもつた、すなわちその成立が制度史的年表の上にたどられるような実体的な概念として考えてはいない。それは近代国家日本の存立のあり方をめぐる私の問題関心にしたがつて構成される概念である。その問題関心とは近代国家が国家的祭神性、あるいは国家自体の宗教性をもつてどのようにならぶかにある。」(「國家神道の現在」「現代思想」平成十五年七月号、十六頁)

「吾思う故に國家神道あり」というわけで、子安氏のいう国家神道は、子安氏の問題関心によって出現する実体のない蜃氣樓なわけですから、彼の問題関心が変わつてしまえば全く姿が変わつてしまつたり、雲散霧消してしまつたりするような性質のものなのです。要するに、子安氏にとっては問題関心、言い換えれば自らの主観こそが絶対の基準であるわけですから、一筋縄では理解できない歴史事象を何とか組み合わせて矛盾のないように説明をしようなどといふ考へは元々ないわけです。ですから、国家神道についても、予め十分に先行研究や関連領域の業績を調べなくとも、自分のちよつとした閃きに従つて、簡単に論文を書き始める事ができたわけです。

ところが、実際に書き続けながら調べを進めていくと、最初の思いつきでは上手く説明できない事象や書物に突き当たり、それを取り入れようとしたために、話の筋立てがクシャグシャになつたり、自分が前に書いたことは相容れないような説を述べたり、といふ

のイデオロギー体系と等置されるような巨大な評価を与えていたるの再検討を行つてゐる研究者を「國家神道見直し論者」として一括し、彼らは国家神道を、明治維新の初頭に存在した「神道的国教の理念」の挫折として描き出すことによって免罪し、それによって日本憲法の政教分離原則を骨抜きにして、「国民宗教」という名での「神道的国教の再生」を企てている、と主張します(「國家神道の現在」十五頁)。したがつて、國家神道見直し論者によつて明らかにされた国家神道の実像なるものは、「たかだか実像の正体暴露的な開示」(同十頁)、「実像という名をもつた対抗像」(同十四頁)に過ぎない、と言うのです。ここで批判の対象とされている国家神道見直し論者の代表が葦津珍彦氏で、その他に、阪本是丸氏、大原康男氏、百地章氏、それに私、さらには山口輝臣氏までもが含まれています。

何故、近代日本における政府と神社神道との関係の実相を実証的に研究することに對して、「たかだか実像の正体暴露的な開示」と言えるのかと言えば、それは「近代国家そのものへの問い合わせ」(同六頁)がないからだそうです。

彼によれば、「近代国家は対外戦争をすることができ、国民が国家のために死ぬことができる国家として成立」し、その「国家のための死者を国家はその永続をもたらす礎として祀る」(同十六頁)のです。近代国家は国民を戦争に動員するために祭祀を行うのだ、だから「戦う国家」は「祀る国家」であり、「祀る国家」は「戦う国家」なのだ。この近代国家の本質を見つめないで実証研究などして、そんなものは問題の本質をごまかすための偽装にすぎない、といふわけです。

子安氏によると、戦後、「国家が戦うことへの本質的な懷疑からての独自の国家神道論構想を表明したのは、連載最初の「國家と祭祀」(「國家神道の現在」「現代思想」平成十五年七月号、以下「國家神道の現在」)においてでした。

子安氏は村上重良氏に代表される戦後の国家神道論(天皇制国家

れわれは憲法における戦争放棄の条項をもつた」のであり、「戦う國家とは英靈を作り出す国家であり、英靈を祀る国家であるゆえに、國家の宗教的行為もそれへの関与をも憲法は禁じたのである」、つまり、「戦争放棄」と「完全な政教分離」という日本国憲法の原則は「戦う国家を連続させない意志の表示であった」（『国家と祭祀10・戦う国家と祀る国家』『現代思想』平成十六年四月号、四十五～六頁）のだそうです。

戦争放棄の原則と不可分の関係にある完全な政教分離の原則が、國家神道見直し論の台頭によって危機に瀕している、というのが子安氏の現状認識です。それでは、どうやってこの現状に対処するのか。そこで彼が考えたのが、国家神道を、国民を戦争に動員する国家である近代国家に共通する問題、つまり、近代国家に共通する祭祀性・宗教性の問題として捉え直す、という方法でした。これによつて、個別実証的な研究によって否定されつつある国家神道の危険性を再び浮かび上がらせ、二つの憲法原則がもつ意義を、国際的な観点から読者に再認識させようというわけです。

つまり、「国家神道とは何だったのか」という近代日本史上の個別

具体的な問題を、近代国家一般に共通する祭祀性と戦争との連関といふ抽象的な文脈に置き換えることによって、これまで地道に積み上げられてきた実証研究の成果を一举に無意味化してしまおうという戦略に出たわけです。彼は自らの構想をこんな言葉で語っています。

「それ【子安氏の問い】は神道人たちによって矮小化された問い合わせで、むしろ彼らが問うこともなく、アブリオリに前提してしまっている近

安氏のいう国家神道は、子安氏の問題関心によつて出現する実体のない蜃氣楼なわけですから、彼の問題関心が変わつてしまえば全く姿が変わつてしまつたり、雲散霧消してしまつたりするような性質のものなのです」と申し上げたことを思い出して頂きたいと思いま

す。その子安氏の問題関心は、近代国家の祭祀性と戦争という普遍的な問題を前提としています。それは近代日本史上の個別具体的な事実の論争に巻き込まれることを避けるための戦略でした。しかし、この戦略が成り立つためには、子安氏が先の引用箇所で繰り返し述べているように、明治・大正・昭和初期の日本が西洋と同じ「近代国家」だったという点は欠かせません。この点が、崩れてしまってももしも日本が西欧と同型の近代国家だったとは言えなくなつたりすると、国家神道の問題を「近代国家一般に共通する問題」として抽象的・概括的に論じることは不可能になり、やはり日本独特の個別具体的な問題として、その実態についての議論を実証研究者と戦わせなければならなくなつてしまつわけです。

ちなみに、国家神道の問題が、逆に、単なる「国家の祭祀性・宗教性の問題」一般に吸収され尽くしてしまわるのは、國のための死者を「近代日本国家は神道的祭祀をもつて祀ってきた」（『国家神道の現在』十六頁）と考えられているからです。言い換えれば、戦死者の祭祀が神道的祭祀ばかりで行わっていたわけではないという事実が判明したりすれば、子安氏の国家神道論はあつと言つ間に國家の祭祀性一般の問題に解消されて、雲散霧消してしまう性質のものなのです。

代国家そのもののへの問いである。そしてこの問いは戦争と宗教祭祀という近代国家の存立基盤に向けられたものとして、現代世界

でわれわれが直面している問題にも連なる現代的で普遍的な問い合わせるだろう」（『国家神道の現在』十六頁、傍線引用者）

「この国家の宗教性・祭祀性という問題は決して近代日本国家に特有の問題ではなく、近代国家一般に共通する問題である。私の問題関心は、この近代国家の祭祀性という普遍的な問題を前提としてもちろん、日本が近代国家としてその宗教性・祭祀性をどのように成立させたかにある。国家神道とはこの私の問題関心にしたがつて構成される概念である。日本の近代国家としての祭祀性・宗教性の問題を、私は国家神道の問題として考えようとするのである。」（同十六頁、傍線引用者）

ここまで彼の構想が明らかになれば、その当否を吟味する基準もまた自ら明らかになります。子安氏の言説が単なる扇動家のアジェンションではなく、それなりに学問的な価値を含んでいるとすれば、「日本を近代国家とみなす」という前提が最後まで崩れず、その前提に支えられて、国家神道の問題が貫して「近代日本国家に特有の問題ではなく、近代国家一般に共通する問題」として論じられていなければなりません。ところが、實際には、途中から話が全く変わつてしまつているのです。

◇日本を近代国家とする前提の崩壊

ここで、子安氏が「国家神道とはこの私の問題関心にしたがつて構成される概念である」と述べていることについて、私が前に「子

ただた」という前提が、連載途中で崩れてしまうという重大事件がおきていました。それは子安氏のところに小川忠氏から同氏が著した『原理主義とは何か』（講談社現代新書、平成十五年六月）が送られてきたことから始まりました（『国家と祭祀4・近代国家形成と宗教一世俗主義的近代化と宗教ナショナリズム』『現代思想』平成十五年十月号、以下「近代国家形成と宗教」）。この本を読み、さらに同書の示唆によつてユルゲンスマイヤー著「ナショナリズムの世俗性と宗教性」（阿部美哉訳、玉川大学出版、平成七年六月）を読んだことで、近代日本を単純に西欧式の近代国家と見なすことが不可能になつてしまつたのです。

両書の要旨を極めて単純化すれば、「政教分離原則に立つ世俗的近代国家というのは、実はキリスト教に起源を有する国家で、殉教と暴力に正当性を付与する点において宗教と類似している。非ヨーロッパ地域の近代化は、このキリスト教的世俗国家という範型の受容を強制されることによって実現されていったのだが、その西欧式の世俗ナショナリズムの押しつけに対する反発から、今日の非ヨーロッパ地域における宗教ナショナリズムや原理主義の運動が生まれてきた」というものです。

この両書による問題提起を自らの問題関心に取り込もうとしたことによって、近代日本を単純に西欧式の近代国家と見なし、国家神道の問題を「近代国家一般に共通する問題」として論じる、という子安構想は挫折を余儀なくされました。何故なら、近代日本は、当然のことながらキリスト教に起源を有する国家ではなく、明らかに西洋諸国の範型の受容を強制された非ヨーロッパ諸地域の側に属し、しかもその極めて早い例として、他の非ヨーロッパ諸地

域とも異なる、きわめて特殊な存在だからです。

このことを、子安氏は実に正直に次のように告白しています。

「両書で扱われている中東および南アジアの問題はほかならぬ早い形での近代日本の問題であり、日本近現代史における宗教問題、あるいは端的に国家神道の問題であることを知ったのである。「世俗主義」と「原理主義」、あるいは「世俗的ナショナリズム」と「宗教的ナショナリズム」という対抗概念からなる分析視角から見られることで、近代日本の宗教あるいは国家神道の問題は、非ヨーロッパの非キリスト教世界における世俗主義的近代国民国家の形成と不可分な問題として、アジア現代史との強い一般的な連関をもちながら、同時に日本の特殊性においてとらえられることを私は知つたのである。」（近代国家形成と宗教）十四頁）

こうして、連載開始当初には、近代国家一般に共通する問題として論じられるハズであった国家神道はあつと言う間に消え去つて、今度は「非ヨーロッパの非キリスト教世界における世俗主義的近代国民国家の形成と不可分な問題として、アジア現代史との強い一般的な連関をもちながら、同時に日本の特殊性において」（傍線引用者）、國家神道を語ることが隠面もなく予告されることになったのです。

子安氏は実に正直な人で、自らの変説をはつきり認めて次のように書いています。「近代世俗国家のそれ自体の神聖性なり宗教性を問うことが本稿における当初の私の課題であった。しかしすでにのべたように前掲の両書に接し、アジアの宗教的ナショナリズムを考えることで本稿における私の問題構成は大きく変容した。私はアジア現代史との連関から近代日本の国家と宗教問題を再構成しなければならないと考えるようになった。」（近代国家形成と宗教）十四頁、

それを次に見てみましょう。

◇特殊日本の国家神道

子安氏が国家神道の問題として語ると予告していたのは、最初は、戦うために戦死者を祀る西欧のキリスト教的世俗国家の問題であり、後では、非ヨーロッパ諸地域に受容を強制された世俗国家の範型と

それに反発する宗教ナショナリズムないし原理主義の問題だったわけですが、連載第五回目の「二つの世俗的国家の間――国家神道の生起する場」（『現代思想』平成十五年十一月号、以下「二つの世俗的国家の間」）で提出された国家神道像は、そのどちらとも異なる特殊日本的なものでした。

ここにおいて、子安氏は、唐突に「近代史において日本は二度の世俗主義的国家の立ち上げを体験した」（八頁）と言い出し、一度目は帝国憲法の公布の時で、二度目は日本国憲法の時だった、と主張しました。そして、この一度目の世俗国家の祭祀性を指して國家神道と呼ぶと言うのです。このさらに新しい主張の中身を見ていくと、最早、彼の国家神道論が收拾のつかない混乱状態に陥つてしまつていることが見えてきます。

まず、世俗国家を二度も立ち上げたという理解そのものが、近代西欧にも、現代アジアにも当てはまらない図式です。

子安氏は、「近代神道史上の時代区分によりながら」（十頁）、明治新政府は当初「神祇的国家理念」を表明し、その理念による国民の統一を「国教的神道」によって達成しようとしたが、国際環境とそれを認識した政治的リーダーたちによって、近代的世俗国家への再

傍線引用者）。

繰り返しになりますが、子安氏の国家神道は彼の問題関心にしたがつて構成される実体のない概念ですから、彼の問題関心が変化すれば、消滅するか、変容するかしかないものです。したがつて、この時点で、子安氏は、当初想定していた国家神道は消滅するか、変容したことを宣言して、筆を折るか、当初の不明を自己批判するかすべきだったのですが、さすがにそこまで正直に徹することはできなかつたらしく、「さし当たつての問題構成の変容にもかかわらず、近代世俗国家の宗教性に向かられた私の究極的問題関心に変わりはない。」（近代国家形成と宗教）十四頁）などという言を弄して言い逃れを図っています。

ただ、この時点で国家神道の問題が近代国家に共通する問題からアジアの現代史に関連する問題に切り替わられたとは言え、これ以後に語り出された「新たな国家神道」が、ここで予告通りに、「非ヨーロッパの非キリスト教世界における世俗主義的近代国民国家の形成と不可分な問題として、アジア現代史との強い一般的な連関をもちながら」語られ続けているのならまだ救いもあるのですが、この約束が果たされることはありませんでした。以後の論述の中で「非ヨーロッパの非キリスト教世界における世俗主義的近代国民国家の形成」の問題や「アジア現代史との強い一般的な連関」が取り上げられることは二度となく、ただただ「日本の特殊性」のみが強調されているだけなのです。

それでは、近代国家に共通する祭祀性の問題も、アジア現代史との一般的な連関の問題も、構成の外に置いて、日本の特殊性のみを語りはじめた子安国家神道論が、どんな奇態に陥つていったのか、

編成が行われた、と主張します。この再編成によって神道は「神道の国家」から「国家の神道」となり、この国策の変化によって「国家神道が成立」（九頁）したと言うのです。この国家神道とは「近代的世俗国家としての日本、しかもそれ自身に祭祀性をそなえた皇日本と不可分なものとして、その国体論的なイデオロギー体系をも含め」（九・十頁）での呼称だそうです。

このような国家神道理解の当否はともかく、そのような国家神道という祭祀性を有する帝国憲法下の日本が、受容を強制されたという事情はあるにせよ、また、その祭祀性の起源がキリスト教ではないといい違いがあるにせよ、ともかくも近代世俗国家であつて、それに対して、宗教ナショナリズムないし原理主義的な対抗運動が起つていたと語るのなら、「国家神道の現在」ならびに「近代国家形成と宗教」で予告されていた、国家神道の問題を近代国家一般に共通する問題として考える、あるいは、非ヨーロッパの非キリスト教世界における世俗主義的近代国民国家の形成と不可分の問題としてアジア現代史との強い一般的な連関においてを考える、といった約束はなんとか果たされたことになつたでしょう。

ところが、この「二つの世俗的国家の間」において、子安氏は近代日本が近代世俗国家であったという連載開始当初の基本的な前提を否定してしまつたのです。

「[日本国憲法による再度の世俗主義的国家の表明は] 第二次大戦にいたる世俗的国家日本はみせかけの世俗主義国家として日本国憲法によって否認されたことを意味している。ここで否認されたみせかけの世俗主義国家とは、法制度的には世俗的国家としてありながら、なお非世俗的な宗教国家と変わらない超政治的な力が

国民の社会生活に、また精神生活にも抑圧的・規制的働きを及ぼすような国家としてあつたことである。この超政治的な力を国民に対してもつた偽似的な世俗国家とは、国家がみずから

うちに神祇的祭祀体系を組み入れることで再構成された近代天皇制的な祭祀国家としての日本である。(十頁、傍線引用者)

このように近代日本について、非世俗的な宗教国家と変わりがない超政治的な力が国民に君臨する偽似的な世俗国家だったと語り出されたことは、最早、國家神道を近代国家に共通の祭祀性の問題として語る事が不可能になつたことを意味します。同時に、偽似的な世俗国家に対して、通常の世俗国家に対するような宗教ナショナリズム的ないし原理主義的な対抗運動も起ころうわけはありませんから(事実、子安氏はこれについて何も語れていません)、アジア現代史との強い一般的な連関をも断ち切られてしまつたわけです。したがつて、これ以降、いくら子安氏が國家神道と戦争との連関を語つたとしても、それは近代国家一般とも、アジア現代史とも切断された、近代日本という特異な「偽似的な世俗国家」の問題に局限されてしまつたわけです。

ここで、さらにもう一つ決定的な事は、「偽似的な世俗国家」たる近代日本を否認して、ほんものの世俗主義国家の建設が日本国憲法によって表明されたという図式を提示したことです。この図式は、当初、子安氏が主張していた近代世俗国家の定義と完全に矛盾します。「國家神道の現在」において、彼は近代国家について次のように語っていました。「近代国家は対外戦争をすることができ、国民が国家のために死ぬことができる国家として成立する。そして国家のための死者を国家はその永続をもたらす礎として祀るのである。」(四十五~六頁)だったという、「日本国民による主体的選択」という命題だけになつてしましました。

ところが、この命題さえも子安氏は、神道指令を批判している大原康男氏に対する反論の中で放棄してしまいました。子安氏は神道指令についてこんなことを言っています。

「[神道指令の起草]にあたったG.H.Qの当事者に共通に認識されて多用していました。

こうして近代国家一般やアジア現代史との関連で国家神道の危険性を語り、日本国憲法体制を擁護しようという戦略は失敗に終わってしまいました。そうなると、子安氏にとっての最後の頼みの綱は、日本国憲法における戦争放棄も完全な政教分離原則も「われわれ」の「戦う国家を連続させない意志の表示」(「戦う国家と祀る国家」四十五~六頁)だったという、「日本国民による主体的選択」という命題だけになつてしましました。

ところが、この命題さえも子安氏は、神道指令を批判している大原康男氏に対する反論の中で放棄してしまいました。子安氏は神道指令についてこんなことを言っています。

「[神道指令の起草]にあたったG.H.Qの当事者に共通に認識されて多用していました。

いた「究極的な目的」とは、「ふたたび神道が軍國主義と超國家主義の普及のための媒体として用いられる危険を取り除くこと」であつたとウツダードは記している。パンズはその目的に普遍的性格を与えたのである。(ここに与えられた世俗主義的国家の原則)としての普遍性のゆえに、日本国憲法の政教分離の原則もまたあると見るべきだらう。」(「二つの世俗的国家の間」十五頁、傍線引用者)

子安氏は大原氏への反論に熱中する余り、政教分離が「われわれ」の意志ではなくて、占領軍の意志に出たものであることを認めてしまっているのです。そして、そこで意図されている政教分離とは、決して世俗国家一般がもつている祭祀性の危険に向けられているのではなく、特殊日本の神道的祭祀性の危険に向けられていたことを

六頁。

この当時の「戦うために祀る国家」という近代世俗国家の定義を維持するならば、近代日本は世俗国家で、現代日本は超世俗国家だとしなければならないはずです。ところが、近代日本を似非世俗国家、そして戦争放棄と完全なる政教分離の原則を有するとされる現代日本を真性の世俗国家と語り直してしまつたために「戦うために祀る」のが近代世俗国家の本質だと規定した当初の世俗国家の定義と全く矛盾する結果になつてしまつたのです。

それにしても、自らの問題関心も定義も否定する図式を、どうして子安氏はここで持ち出さざるを得なかつたのでしょうか。恐らくそれは、小川氏とユルゲンスマイヤーの著書による問題提起を無視できなかつたからだと思います。

その問題提起の一つは、キリスト教的世俗国家の範型を生み出した西欧諸国とその受容を強制された非ヨーロッパ諸国という理解の仕方で、そのどちらにも分類できない近代日本を「偽似的な世俗国家」と言わざるを得なくなつたのだと思います。

もう一つの問題提起は、非ヨーロッパ地域における世俗国家化とそれに反抗する宗教ナショナリズムなし原理主義の発生という図式です。この図式を取り込んで、現代日本における国家神道見直し論を、無理矢理、宗教ナショナリズムなし原理主義と見なそうとしたために、その批判にさらされている日本国憲法下の現代日本を「世俗国家」と見なさざるを得なかつたのだと思います。

ここで私が思い出すのは、かつて唯物史観を信仰していた日本史学者たちが発展段階説を日本史に当てはめようとして悪戦苦闘していた姿です。彼らは自らが信仰する図式と日本の歴史事実が合わない姿です。

子安氏も認めているように、近代日本の範型は間接的に受容を強制されたものだったわけですが、現代日本の戦争放棄と政教分離は、まさに占領下で直接的に受容を強制されたものでした。これに対し、子安氏は「われわれ」の「戦う国家を連続させない意志の表示」であつたと語り直しているわけですが、これによつて何が隠されたのでしょうか。

それこそまさに、子安氏の言う意味での近代世俗国家、戦うために祀る国家の典型であるアメリカが日本の反抗を封じるために、近代国家の核心たる自立性と自律性を奪う目的で強制したものこそ日本国憲法体制で、そこには近代国家一般の祭祀性に対する懷疑など微塵もなかつたということです。周知の如く、日本国憲法の戦争放棄は、安保条約とセットでした。日本は戦わない意志表示として祀ることを放棄したのではなく、他人に代わって戦つてもらえるとの卑屈な安心感の上に祀ることにも無関心で過ごしてきたのです。そして、拉致問題に象徴されることなく、自力では他国の暴力から自民を守る意志も能力もない国家になつてしましました。そのような

自立性・自律性を喪失した国家が、強烈な戦う意志を持ち、日本に軍隊を駐留させている祭祀国家アメリカの言いなりにならざるを得ないのは当然です。子安氏は「われわれ」の意志として戦争放棄や政教分離を語り直すことによって、この構造を見事に隠蔽しているわけです。

なおここまで子安国家神道論の崩壊が明らかになれば、最早蛇足の域を出ないのですが、最後に、もう一つだけ、当初の子安氏の主張が自ら否定されている例を上げておきたいと思います。

「國家神道の現在」において、子安氏は国家神道見直し論者は、国家神道を失敗だったと描き出すことによって、維新当初の神祇國家の理念を国民宗教という形で再生させようとしていると主張していました。見直し論者が望んでいるのは、国家神道の再生ではなく、それ以前の一層時代錯誤的な神祇国家の理念だというわけです。ところが、連載八回目の「『國家神道』という遺産－近代神社神道史の言説－」（『現代思想』平成十六年二月号）になると、神社神道人は国家神道を正の遺産として継承しようとしているなどと言いくつです。

「『國家神道』は神社神道人によって正の遺産として継承されようとしている。その際、『國家神道』が正の遺産をなすものとは、神社が政教分離の抗争過程で獲得した神社祭祀体系としての国家性であり、民族的全体性である。すでに神社神道人は神宮・神社の祭祀こそ日本民族の共同体的統合をなす源泉であるとして、遺産『國家神道』を継承する新たな文化論的、民族論的言説を現代の日本社会に向けて発信している。」（二十五頁）

もう何をか言わんやですが、ちなみに、この議論の根拠とされて

いる神社新報社編『増補改訂 近代神社神道史』は昭和五十一年刊行の図書で、葦津氏の「國家神道とは何だったのか」の刊行よりも十一年も前、現在からは三十年近く前の書物です。このような書物を根拠にして、神道の現状を語れてしまうのが子安宣邦という人物なのです。

以上の他にも「国家と祭祀」には、まだユニークな問題点がいくつかあるのですが、それについては、またの機会にしたいと思います。

本会会長・勝部真長（かつべ・みたけ）氏が平成十七年六月十九日、虚血性心不全のため逝去されました。御生前の功績に深く感謝致しますとともに、謹んで哀悼の意を表します。